令和6年度健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方自治体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び再生等を図るための計画を策定することとし、その計画の実施促進を図るための行財政改革を行うことにより、地方自治体の財政の健全化に資することを目的としています。

早期健全化及び再生等の計画策定の義務等を含めた全体の法律の施行は平成21年4月から、財政の健全性に関する指標の公表については、平成20年4月から施行されました。

今回公表するのは、令和6年度決算に基づく①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③ 実質公債費比率、④将来負担比率(以下「健全化判断比率」といいます。)と資金不足比 率の5つの指標です。(※各比率の詳細については、用語解説をご参照ください。)

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上となる場合は、財政健全化計画を、 財政再生基準以上となる場合は、財政再生計画を定める必要があります。

また、公営企業会計において、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経 営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率及び資金不足比率

令和6年度決算に基づく八百津町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり 早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

引き続き行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んで参ります。

■健全化判断比率

指標	八百津町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (△10.68%)	15. 00%	20. 00%
② 連結実質赤字比率	— (∆27. 91%)	20. 00%	30.00%
③ 実質公債費比率	3. 7%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	— (△110.6%)	350.0%	_

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はマイナスとなり算定されなかったため「一(該当なし)」とし、参考に比率を(△)で表記しています。

■資金不足比率

会計の名称	八百津町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	20.0%
下水道事業会計	_	20.0%

※資金不足とならなかった会計は「一(該当なし)」で表記しています。

また、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計は、令和元年度から「下水道事業会計」として、公営企業法適用会計となりました。

用語解説

• 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

• 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。20%以上で財政健全化 団体に、30%以上で財政再生団体となります。

• 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への 負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられてい ます。

早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準であった25%とされています。

財政再生基準は、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準であった35%とされています。

• 将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。350%以上で財政健全化団体となります。

※財政再生基準は設けられていません。

• 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

• 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態(通常の行政サービスを提供)で通常収入されるであろう 経常的一般財源の規模を示す指標で、普通交付税や地方税が主なものです。自治体の財政 状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。

〇健全化判断比率の算出

普通会計	歳入総額 ア	歳出総額	歳入歳出差引額 アーイ ウ	翌年度に繰り越すべき財源 エ	実質収支額 ウーエ オ
一般会計	7,124,530	6,648,160	476,370	19,054	457,316
				合 計	457,316

※「連結実質収支比率」が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は負の値で表示されます。

公営事業(特別会計のうち 公営企業以外の特別会計)	歳入総額 ア	歳出総額	歳入歳出差引額 アーイ ウ	翌年度に繰り越すべき財源 エ	実質収支額 ウーエ オ
国民健康保険特別会計	1,234,997	1,215,229	19,768	0	19,768
後期高齢者医療特別会計	235,134	229,093	6,041	0	6,041
介護保険特別会計	1,248,298	1,242,545	5,753	0	5,753
				合 計	31,562

公営企業(法適用)	流動資産	流動負債	算入される地方債の額	アーイーウ	解消可能資金不足額	資金不足·剰余額	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
公呂正未(公旭州)	ア	イ	ウ	エ	オ	エ+オ カ	+	ク	キ/ク ケ
水道事業会計	760,127	101,167	0	658,960	0	658,960	0	269,341	1
下水道事業会計	101,416	54,682	0	46,734	0	46,734	0	128,708	_
					合 計	705,694	3		

標準財政規模: 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの

 標準財政規模
 4,279,146
 =
 標準税収入額等
 +
 普通交付税
 +
 臨時財政対策債発行可能額

 1,939,264
 +
 2,328,391
 +
 11,491

1

実質公債費比率 = (地方債の元利償還金①+準元利償還金②)-(特定財源③+元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④) 標準財政規模⑤-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④

	標準財政規模⑤一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要	要額算入額④				
令和4年度	(455,968 + 226,123) - (10,608 + 546,184) 4,162,486 - 546,184	× 100 =	3.46484	実質公債費比率	125,299 3.616.302	
令和5年度	(439,218 + 227,190) - (3,968 + 523,026)	× 100 =	3.79488	(3ヶ年平均) 3.7 %	139,414	14,115
7和5年及	4,196,766 — 523,026	× 100 —	3.79400		3,673,740	57,438
∧ 500€	(436,406 + 232,875) - (4,006 + 511,885)	100	4.074.00		153,390	13,976
令和6年度	4,279,146 — 511,885	× 100 =	4.07166		3,767,261	93,521
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年増減	(百万
	地方債の元利償還金ア	455,968	439,218	436,406	-2,812	-3
①地方債の元利償還金		0	0	0	0	0
	7	455,968	439,218	436,406 ①	-2,812	-3
	水道事業会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金イ	6,093	5,574	5,025	-549	-1
	簡易水道事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金ウ	0	0	0	0	0
	下水道事業会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金エ	186,808	185,210	190,384	5,174	5
②準元利償還金	公共下水道事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金オ	0	0	0	0	0
	農業集落排水事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金力	0	0	0	0	0
	一部事務組合等の起こした地方債償還の財源に充てたと認められる負担金キ	33,222	36,406	37,466	1,060	1
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ク	0	0	0	0	0
	イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク 	226,123	227,190	232,875 ②	5,685	6
③特定財源	公営住宅使用料 ケ	10,608	,	4,006 ③	38	0
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	159,668	,	139,703	-8,173	-8
④元利償還金·準元利 賞還金に係る普通交付税	災害復旧費等に係る基準財政需要額 サ	·	,	364,900	-2,998	-3
基準財政需要額算入額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金シ	.,=	,	7,282	30	0
	コナサナシ	546,184	·	511,885 ④	-11,141	-11
	標準税収入額等スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・	, ,	1,927,015	1,939,264	12,249	12
⑤標準財政規模	普通交付税額 セ	, ,		2,328,391	82,969	83
	臨時財政対策債発行可能額 ソ ス+セ+ソ	52,897	· ·	11,491 4,279,146 (5)	-12,838 82,380	-13
	スナゼナン	4,162,486	4,190,700	4,279,140	02,300	82

将来負担比率

将来負担額①-(充当可能基金額②+特定財源見込額③+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④)

標準財政規模⑤一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額⑥

511,885

将来負担比率

※分子である「将来負担額」が負数の場合、「将来負担比率」は負の値で表示されます。



4,655,760 - (4,998,287 + 11,909 + 3,814,742)

4,279,146

× 100 = -110.6%

将来負担額負数のため将来負担比率「一」

		令和5年度	令和6年度	対前年増減
	一般会計等の年度末地方債現在高	2,664,124	2,390,510	-273,614
	債務負担行為に基づく支出予定額	ſ 0	0	0
	簡易水道事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	7 0	0	0
	公共下水道事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	. 0	0	0
	農業集落排水事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	- 0	0	0
	水道事業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	68,713	81,425	12,712
① 京 女 各 七 安	下水道事業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	864,835	760,974	-103,861
①将来負担額 	加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額	7 190,946	195,580	4,634
	退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額	1,225,472	1,227,271	1,799
	設立法人の負債額等負担見込額(土地開発公社)	0	0	0
	設立法人の負債額等負担見込額(第三セクター等)	+ 0	0	0
	連結実質赤字額	/ 0	0	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	٥ (0	0
	ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ+シ+2	5,014,090	4,655,760	-358,330
②充当可能基金額		4,805,401	4,998,287	2 192,886
③特定財源見込額	公営住宅使用料	14,530	11,909	3 -2,621
④基準財政需要額 算入見込額		4,293,168	3,814,742	4 -478,426
	標準税収入額等	1,927,015	1,939,264	12,249
⑤標準財政規模	普通交付税額	2,245,422	2,328,391	82,969
	臨時財政対策債発行可能額	24,329	11,491	-12,838
		4,196,766	4,279,146	(5) 82,380
⑥基準財政需要額 算入額		523,026	511,885	⑥ −11,141

○資金不足比率の算出

資金不足比率		資金の不足額
真壶个疋几平	_	 事業の規模

いずれの公営企業会計も資金の不足額がないため資金不足比率「一」

公営企業(法適用)	流動資産	流動負債	算入される地方債の額	アーイーウ	解消可能資金不足額	資金不足·剰余額	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
公呂正来(太旭用)	ア	1	ウ	Ŧ	オ	エ+オ カ	+	ク	キ/ク ケ
水道事業会計	760,127	101,167	0	658,960	0	658,960	0	269,341	-
下水道事業会計	101,416	54,682	0	46,734	0	46,734	0	128,708	-